

令和6年度第3回愛知県子ども・子育て会議 議事録

1 日時

令和6年12月13日（金）午後2時から午後3時30分まで

2 開催

愛知県庁本庁舎6階 正庁

3 出席者

委員総数21名中18名

（出席委員）

池田紀代美委員、加藤万里子委員、川島一家委員、川出陽一委員、北村信人委員、久世康浩委員、後藤澄江委員、杉浦ますみ委員、鈴木宏美委員、鈴木雅也委員、春原晶代委員、中井恵美委員、中屋浩二委員、本多伯舟委員、山中信子委員、山本理絵委員、横山茂美委員、渡邊佐知子委員

（事務局）

子ども家庭推進監、子育て支援課長、児童家庭課長 ほか

4 議事等

（子育て支援課 伊藤課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今から『令和6年度第3回愛知県子ども・子育て会議』を開催させていただきます。私は、子育て支援課の伊藤と申します。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御参加いただきまして、厚くお礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、立花子ども家庭推進監から御挨拶を申し上げます。

（立花子ども家庭推進監）

皆さんこんにちは。愛知県福祉局子ども家庭推進監の立花でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の子育て支援行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、本日は、御多忙の中、「令和6年度第3回愛知県子ども・子育て会議」に御出席くださり、心から感謝申し上げます。

さて、本県の子ども・子育てに関する総合計画である「あいち はぐみんプラン 2020-2024」が今年度終期を迎えますので、国の定める「こども大綱」の内容を勘案し、次期計画を作成するため、これまで2回に渡って、子ども・子育て会議を開催させていただいております。第1回会議では、現行のはぐみんプランの進捗状況及び次期計画の骨格となる体系図等について御審議いただきました。第2回会議では、高校生や大

学生の方にも会議に参加していただいたうえで、次期計画の数値目標として掲げる項目や具体的な取組内容について御審議いただきました。

本日の会議では、これまでの会議での御意見を踏まえ、国や市町村の状況等を反映した次期計画として「愛知県子ども計画 はぐみんプラン 2029(仮称)」の素案をまとめましたので、御説明をさせていただきます。

本日の会議が実りあるものとなりますよう祈念いたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願います。

(子育て支援課 伊藤課長補佐)

次に委員の皆様のご紹介でございますが、お手元の配付資料2枚目、次第の後ろにお付けしております「愛知県子ども・子育て会議 委員名簿」をもって御紹介に代えさせていただきますと存じます。なお、新しく委員になられて、今回初めて御出席いただいておりますのは、愛知県私立幼稚園PTA連合協議会の加藤委員、日本労働組合連合会愛知県連合会の川島委員、そして愛知県医師会の春原委員でいらっしゃいます。よろしく願います。

また、榊原委員、堀川委員、水越委員については、本日は所用により御欠席との連絡をいただいております。

なお、本日の会議では、定足数である過半数を超える18名の委員に出席いただいておりますので、本会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日、お配りしている資料は、

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 配席図
- ・ 資料1 「愛知県子ども計画 はぐみんプラン 2029 (仮称)」(案)の概要
- ・ 資料2 「愛知県子ども計画 はぐみんプラン 2029 (仮称)」(案)の主な取組
- ・ 資料3 「愛知県子ども計画 はぐみんプラン 2029 (仮称)」(案)の数値目標
- ・ 資料4 「愛知県子ども計画 はぐみんプラン 2029 (仮称)」素案
- ・ 資料5 令和6年度第2回子ども・子育て会議での委員御意見に対する検討状況について
- ・ 資料6 今後のスケジュール
- ・ 参考資料1 こども大綱(概要)
- ・ 参考資料2 こども大綱(全文)
- ・ 参考資料3 「あいち はぐみんプラン 2020-2024」本冊・概要版
- ・ 参考資料4 「あいち 子ども・若者育成計画 2027」本冊・概要版
- ・ 参考資料5 愛知県社会福祉審議会関係例規

でございます。不足等がございましたら、お申し出ください。

よろしいでしょうか。それでは進行させていただきます。

続きまして、当会議の運営に関する事項について御説明申し上げます。

この会議は、愛知県社会福祉審議会規程第9条第4項で準用する同条第3項の規定により公開としております。11月29日（金）から、県のホームページで会議の開催をお知らせしておりますが、本日の傍聴はございません。

議事録につきましては、愛知県のホームページで公開することとしておりますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、この後の進行につきましては、後藤会長にお願いいたします。

（後藤会長）

皆様こんにちは。12月のお忙しい中御参加いただきありがとうございます。

本日もどうぞ議事進行に御協力いただきますように、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に「愛知県社会福祉審議会規程」第9条第1項の規定により本日の議事録署名人2名を指名いたします。

議事録署名人に久世康浩委員と渡邊佐知子委員にお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

（了承）

どうもありがとうございます。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。なお、事務局から事前に連絡しているかと思いますが、本日の会議は素案を議題としており、内容が非常に多いため、時間の都合等により審議の時間中に意見の御発言ができなかった場合は、12月20日（金）までに事務局宛てにメールを送信いただけましたら、審議中の御意見と同様に検討させていただくことも可能とのことですので御承知おきください。

それでは、本日の議事であります「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029（仮称）」の素案について、事務局から説明をお願いします。

（子育て支援課 今宮課長）

皆さんこんにちは。

子育て支援課長の今宮でございます。私からは議題「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029（仮称）」の素案について、各資料を一括して説明させていただきます。少々説明の方が長くなりますが、よろしくをお願いいたします。

失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

まず、素案の内容説明に入る前に、資料が前後して恐縮ですが、資料5「令和6年度第2回子ども・子育て会議での委員御意見に対する検討状況について」を御覧ください。

前回10月7日の第2回会議で頂きました御意見と会議後に事務局にいただきました御意見とを踏まえた検討状況についてまとめております。頂きました御意見につきましては、関係課室と調整の上、出来得る限り計画に反映しております。

資料の一番左側、表の外に通し番号を振っておりますので、上から順に御説明いたし

ます。

1 番目、「奨学金返還を支援した企業に対して、県の助成金制度が開始され、助成金制度の継続が一番ありがたいので、そういったニュアンスが伝わるような書き方、取組にしていだけないか」という御意見をいただきました。

「基本施策2 就労支援」の P53 において、「県は、従業員の奨学金返還支援に取り組んでいる県内中小企業への補助金交付や当該企業の魅力発信及び企業と求職者とのマッチング機会の充実を図ります」という取組を盛り込みました。

2 番目、「男性の育児休業の取得率を把握される場合、「職種」や「取得日数」等が数値化されると男性の育児休業の方向性が見えてくるのではないか」という御意見をいただきました。

「基本施策5 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進」の P67「現状と課題」において、男性の育児休業の取得に関して取得日数の状況調査の結果を盛り込んでおります。なお、国・県の調査において「職種別」は分析されていないため、客観的なデータはございません。

3 番目、「あいち女性輝きカンパニーの認証制度の中身について、計画に入れていただきたい」という御意見を頂きました。

「基本施策6 男女共同参画の推進」の P72（男女共同参画に関する広報・啓発や企業等における女性活躍の推進）において、「県は、企業等における経営トップからの「女性の活躍促進宣言」や、女性の活躍促進に積極的に取り組む企業を認証する「あいち女性輝きカンパニー」認証制度等により、企業・団体等における女性の活躍に向けた取組を支援します」という取組を盛り込んでおります。

4 番目、「産後ケア事業について、国もポピュレーションアプローチに切り換えていくようにという方向性が示されているので、必要な方が受けられるというより、希望している人がどれだけ利用が叶うかという利用率を調査していただけないか」という御意見を頂きました。

産後ケア事業は「支援を必要とする全ての方が利用できる」とされており、「産後に特に支援を必要とする方」と同様に「御本人が利用を希望する場合」も対象とされております。本数値目標は国の「成育医療等基本方針」に基づく評価指標を参考に県の目標としたものであり、産後ケア事業を必要とする人が利用できる体制の構築を図るため、対象を全産婦とした産後ケア事業の利用率の増加を目標としているところでございます。

5 番目、「妊娠期からの切れ目ない支援を、子育て支援につなげていくためにも、現在、市町村の保健センターを中心に実施されている8か月の面談を子育て相談機関で行うことや、子育て相談機関を訪問する機会につなげるなど、妊娠期に地域の子育て支援拠点等について、妊婦さんやその配偶者の方が利用できるような取組を推進していただきたい」という御意見を頂きました。

妊娠期からの切れ目のない支援のために、各市町村が地域の実情に合わせて、妊娠8か月頃のアンケート調査を子育て支援センターへ提出していただいたり、妊婦全戸

訪問をするなど、伴走型相談支援を実施しております。こうしたことを踏まえ、「基本施策7 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援」のP77～P78（安心して妊娠・出産するための取組）に「市町村は、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後に産婦・その配偶者等に対する面談等により情報提供や相談等を行う妊婦等包括相談支援事業を通じて、妊婦が抱える不安等を把握し、妊娠早期からの切れ目ない支援を提供します」と「市町村は、こども家庭センター（母子保健機能）において妊産婦やパートナー等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等の相談に応じるなど、産前・産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の充実を図ります」という取組を盛り込んでおります。

6番目、「数値目標「待機児童数」に関して、昨今、少子化により子どもの数が減少している中、保育園、認定こども園等で定員割れを起こしており、定員が余っている所が増えてきているように聞いている。このため、待機児童等の数値目標とともに、もう少し違う見方での数値目標、例えば、育休を取ることで保育園の継続利用ができないことに関する数値等でもいいのかと思う」という御意見を頂きました。

委員御意見のとおり、過疎地域など待機児童の少ない地域では定員充足率の低下が課題となっております。国においては、令和7年度以降の保育提供体制について検討しているところであり、県としましては、今後の国の動きを注視してまいりたいと考えております。なお、育休取得時の継続利用に関して、育休退園を実施する理由について市町村ヒアリングを実施したところ、「育休復帰する家庭の子どもが待機児童となることを回避するため」との回答が多かったところでございます。育休退園の廃止に向けて、まずは保育ニーズに応じた適切な利用定員の確保が必要であることから、別の目標を掲げることはせず、「待機児童数」を引き続き数値目標に掲げ、その解消に向けて注力してまいりたいと存じます。

7番目、「保育園や認定こども園等での看護師の配置については、各園が取り組んできているので、検討していただきたい」という御意見を頂きました。

保育士等の幼児教育・保育に従事する者以外の配置については、保育補助者の雇上げや保育支援者の配置に対する支援、医療的ケア児を受け入れるための看護師の配置に対する支援を行っているところであり、引き続き幼児教育・保育の質の改善に取り組んでまいりたいと存考えております。

次に、1枚おめくりいただきまして2ページをお願いします。

8番目、「保育士の労働条件やワーク・ライフ・バランスなど、保育士の働きやすさへの取組や保育士養成校に進学する人が少ない現状が保育士不足の1つの原因であるため、そこへの支援について盛り込んでいただきたい。また、保護者の保育園における相談等に対応するための保育ソーシャルワーカーや保育カウンセラーみたいなのが設置されるとよい」という御意見を頂きました。

「基本施策8 保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保」のP81において、保育士等の業務負担軽減として、「県及び市町村は、保育補助者の雇上げや、清掃や給食の配膳、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳など、保育

に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に対する支援を行い、保育士等の業務負担の軽減を図ります」という取組を盛り込んでおります。保育士養成施設への入学の促進として、「県は、保育士養成施設の入学者を対象とした修学資金の貸付など、新たに保育士資格を取得しようとする人を支援し、人材確保対策を推進します」という取組を盛り込んでおります。

また、保育ソーシャルワーカーや保育カウンセラーの設置については、現在のところ、本県においては保育園団体からの要望等もない状況です。保育所における相談支援対応力の向上として、県では保育士を対象としたキャリアアップ研修により、「保護者支援、子育て支援」分野で適切な助言及び指導ができるための実践的な能力を身に付けられるよう実施しているところです。また、改正児童福祉法において、相談支援等の質の向上を行う「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、その資格取得の対象に保育士が含まれており、各市町村において資格取得に対する国の補助制度を活用しつつ、これから取得が進められていくところであります。

更に、子育て家庭等に向けた取組ではありますが、身近な場所で相談でき、個別のニーズに応じて適切な施設や事業等を利用できるよう支援を行う「利用者支援事業」の充実も図っております。

こうしたことから、今後もまずは現在実施している事業を中心に支援の推進を図るとともに、団体等の御意見も伺いながら研究していきたいと考えております。

9番目、「子育て支援分野において年々ソーシャルワークの必要性が高まっており、人材確保が重要である。愛知県では、子育て支援専門員の研修で実施しているのは基本研修と専門研修のみだと把握している。子育て支援の分野も新しい事業が次々と加わって複雑化して、そのソーシャルワークの視点が必要になってきていると思うので、現場で働く、ある程度経験を積んだ人たちのスキルアップの機会を県としても作っていただきたい」という御意見を頂きました。

過去3年の子育て支援員研修の修了者の推移をみると、R3年度833名、R4年度881名、R5年度1,204名と増加傾向にあり、今年度の受講者も1,400名以上いる状況であります。このような状況を鑑み、今後も引き続き人材確保に注力してまいりたいと考えております。

10番目、「数値目標に「児童育成支援拠点事業」も掲げてほしい」という御意見を頂きました。

「基本施策10 居場所づくり」の数値目標に「児童育成支援拠点事業を実施する市町村の数」を追加するとともに、P113に「県は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場所を開設し、個々の児童に応じた支援を提供できるようにするため、市町村が実施する児童育成支援拠点事業の取組を支援します」という取組を盛り込んでおります。

11番目、「数値目標「学校等と連携して思春期教育を実施している市町村の数」に関して、多様な思春期教育として、単に性教育だけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等など人権尊重を基盤とした性教育といったものも盛り込んだものに

してほしい」という御意見を頂きました。

この数値目標は、思春期世代を対象に保健機関と教育機関（学校）等が連携し健康教育を実施するというものでございます。健康教育の内容としては、保健機関が捉えている健康課題、教育機関（学校）等が捉えている健康課題を踏まえた、単に知識の提供を目的とした性教育にとどまらない多様な内容となるよう、県としても市町村等へ働きかけていくこととしております。

12 番目、「保育園の場合は、保育士と話せるから良いが、小学校へ行くと急に保護者と先生との関係が薄くなると思われる。保護者の相談に乗りやすいなどハードルを下げることにより、保護者のストレスが減り情緒を安定させ、話してもらうことが子どもの養育にすごく良い傾向になる。そういうところも支援してもらえるとよい」という御意見を頂きました。

「基本施策 12 学校教育の充実」の P128（相談・指導体制の充実）において、保護者の相談先でもある「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」の各学校への配置のほか、不登校等に悩む家庭の相談先である家庭教育コーディネーターの配置についても盛り込んでおります。

次の 13 番目、14 番目の意見は前回会議に出席された大学生の方からの御意見です。御本人には適宜、フィードバックを行う予定です。

13 番目、「学校での ICT が進み、1 人 1 台のタブレットやパソコン導入が進んでいると思うが、大学生になるとパソコンを使うようになる。小学生のうちからパソコンを使ってもらうなど、パソコン導入や教育を進めてほしい」という御意見を頂きました。

市町村の端末の配備は、GIGA スクール構想で対応済みであり、活用促進は「基本施策 12 学校教育の充実」の P124（学校教育の情報化の推進）において、「県は、児童生徒が、ICT（情報通信技術）を活用し、情報の収集、整理、比較、発信、共有等を行うことができるよう、情報活用能力を育成します」という取組を盛り込んでおります。

14 番目、「数値目標「高等学校第 3 学年において、英検準 2 級以上を取得している生徒及び英検準 2 級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合」に関連して、数値目標に掲げ、英検取得生徒の割合を高めていくことは良いことだが、費用がかかるため受験料の支援を行うことも取り組んでほしい」という御意見を頂きました。主に専門学科の生徒が受験する簿記実務検定試験など、他の資格試験も多く存在している中で、英検のみに対して、検定料を支援する合理的な理由がないため、英検の検定料を支援することは困難でございます。

一方で、生活困窮世帯やひとり親家庭に対する学習支援として、「基本施策 15 子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援」の P149（教育の機会均等）において、「県は、生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等の学習機会の確保や居場所の提供等、学習・生活支援の充実のための取組について、町村域で実施するとともに、市に対して実施を働きかけます」と「県は、ひとり親家庭等の子どもの学習機会の確保や学習支援の充実、進学に向けたチャレンジを後押しするための受験料等支援を含

む「こどもの生活・学習支援事業」の実施を市町村に働きかけるとともに、その経費を助成します」という取組を盛り込んでおります。

最後に、1枚おめくりいただきまして3ページでございます。

15番目、「次期計画の数値目標の項目に関連して、小学生以下の子どもたちが安全に遊ぶことができる場などについて、何か施策に入れていただけないか」という御意見を頂きました。

「基本施策13 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」のP132（安全な遊び場の確保）、（多様な遊び場の提供）、（体験・交流活動、外遊び等の場の整備）において、県が所管する「児童総合センター」や、「愛知こどもの国、海南こどもの国」を始め、各施設の内容を記載しております。また、子育て支援に関する県のポータルサイト「あいちはぐみんネット」において県内の子どもの遊び場に関する情報を市町村、施設のジャンルや年齢層などのカテゴリーごとに検索できることについても盛り込んでおります。加えて、P139-140において市町村の児童館での取組をトピックス形式で掲載しているところです。

16番目、「特に特別な支援が必要な子どもたちにとって、小学校に入る前の段階の保育、幼児教育の段階で、大人の手が随分必要だということを思うので、その辺りの数値も入れながら、特別に支援が必要な幼児、いわゆる療育が必要な幼児への支援も併せて記載していただけないか」という御意見を頂きました。

「基本施策16 障害のある子ども・若者への支援」のP159（幼児期の支援）の内容を始め、療育が必要な幼児への支援に関する取組を盛り込んでおります。

なお、P157-158の「現状と課題」で、子どもの身体障害者手帳・療育手帳、愛護手帳所持者数の推移についても記載しております。

17番目、「里親支援センターという構想があるので、その表現を盛り込んでほしい」という御意見を頂きました。

「基本施策18 社会的養育体制の充実」のP177に「県は、愛知県里親会連合会及び愛知県ファミリーホーム協議会等の関係機関と連携し、フォスターリング業務（質の高い里親養育のための様々な支援）を適切に実施します。また、里親支援体制の更なる充実を図るため、エリア単位での里親支援センターの設置に向けた検討を進めます」という取組を盛り込んでおります。

18番目、「現計画の数値目標「子育て世帯包括支援センターを設置している市町村の数」の後継として、地域子育て相談機関の設置数や、整備状況・整備している市町村数、子育て相談機関が中学校区に1つ設置できている市町村数など、何か繋がりが分かるような数値目標も掲げてほしい」という御意見を頂きました。

「基本施策21 個々の家庭に寄り添った支援の充実」の数値目標に「地域子育て相談機関の数」を追加しております。

19番目、「子ども・若者が自らの権利について学ぶ「権利学習」や、子ども等に関わる支援者や保護者、市民、事業者が子どもの権利について理解を深める「研修・啓発の機会を創る」ことも必要だと考える。研修対象として、幼児教育・保育に携わる

保育士等や児童相談センターの職員以外にも、その他の支援者として市町村・保健センター職員、学校関係者、児童福祉施設職員、民生・児童委員、子育て支援事業者など幅広く記載していただけないか」という御意見を頂きました。

「基本施策 23 子ども・若者の社会参画・意見反映の機会の充実」の P218（子どもの権利の理解促進や人権教育の推進）において、「子どもの権利」に関する理解促進を推進する対象として学校関係者を始め、児童・母子福祉に携わる市町村職員、児童館職員、子ども・子育て関連事業に携わる子育て支援員など子どもに関係する職員や児童総合センター職員、児童福祉施設職員、児童委員等を記載しております。

資料 5 の説明については以上となります。

続きまして、資料の 1 を御覧ください。

次期計画の概要について御説明します。資料 1 「愛知県子ども計画 はぐみんプラン 2029（仮称）」（案）の概要」を御覧ください。

左上の「1 計画期間」ですが、次期計画は、2025 年度から 2029 年度までの 5 年間の計画でございます。

続いて、「2 基本目標」について、これまでの会議で御審議いただいたところですが、「県民が家庭を築き、安心して子どもを生き育てることができるとともに、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現」といたします。

続いて、「3 基本的な考え方」について、太字（ゴシック表記）で強調しておりますが、ライフステージに応じた支援施策を推進し、また、子ども・若者・子育てに関する総合的な計画といたします。その直下の表で、次期計画を構成する各個別の計画内容を整理して図示しております。特に左側の角が少し丸くなっている長方形でございますが、一番上から、「子ども・若者、（こどもまんなか）、少子化対策」と記載してあるように、こちらが各施策の視点を明示しております。

こうした様々な視点の支援や対策を一体的に行うことにより子ども・若者・子育てに関する課題の解決を目指すものでございます。

続いて、「4 計画の進捗管理」について、基本施策の 25 項目について 49 の数値等の目標を設定し、引き続き、愛知県子ども・子育て会議を活用し、PDCA サイクルにより計画の進捗管理を進めてまいります。

最後に、右側の「5 計画の体系」については、これまでの会議で説明させていただいたものでございます。

次に、次期計画の主な取組について、資料 2 「愛知県子ども計画 はぐみんプラン 2029（仮称）」（案）の主な取組」を御覧ください。

こちらの資料は、次期計画に関して、一番左のライフステージ、25 の基本施策ごとに主な取組を 1 枚の表にまとめたものでございますが、各内容は資料 4 の素案でお示ししておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

それでは次に続きまして次に、次期計画の数値目標について、資料 3 「愛知県子ども計画 はぐみんプラン 2029（仮称）」（案）の数値目標」を御覧ください。

現状と目標の数値は、今回初めてお示しするものです。数値目標の項目について、前回会議で御審議いただいたところですが、前回会議から追加・変更のあった数値目標の項目を太字（ゴシック表記）としておりますので、こちらを御説明いたします。

まず、基本施策「2 就労支援」で項目番号③の「ヤング・ジョブ・あいち利用者における就職者のうち、正規雇用者の割合」については、前回会議の時点では担当部局で検討中でした。現行プランでは、「ヤング・ジョブ・あいち利用者の就職者数」を数値目標として掲げておりましたが、雇用情勢の改善、コロナ禍後の求人検索のオンライン化等が進んだため、単純な就職者数の増加を目標に掲げることは現状に即してないことから、「就職者のうち正規雇用者の割合」に目標の変更を行います。

次に、基本施策「10 居場所づくり」で項目番号②の「児童育成支援拠点事業を実施する市町村の数」については、前回会議の委員御意見を踏まえて追加したものでございます。

2枚おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。

基本施策「21 個々の家庭に寄り添った支援の充実」で項目番号④の「地域子育て相談機関の数」についても、前回会議の委員御意見を踏まえて追加したものでございます。なお、地域子育て相談機関は、令和6年4月に施行した改正児童福祉法により新設されましたが、妊産婦や子育て世帯、子どもが気軽に相談できる身近な相談機関として、こども家庭センターと連携して相談支援を行う施設になります。子育て相談機関は中学校区に1ヶ所を目安に設置することとされておりますので、県内の中学校区数を参考に目標値を設定しております。

最後に、基本施策「23 子ども・若者の社会参画・意見反映の機会の充実」で項目番号⑦の「子ども・若者ゼミナールの参加者数」については、特に『子ども・若者の社会参画』の観点から、取組を一層促進するために今回追加したものでございます。

結果として、数値目標の項目数は49個となる予定でございます。

資料3に共通することですが、数値目標は、各分野において、県の個別計画が他に策定されていることが多く、計画間で齟齬をきたさないようにすることも必要であることから、共通の数値目標の項目や目標値もでございます。

また、表の一番右の「目標年度」に関しても、基本的には計画期間と同じ2029年度ですが、他の個別計画により既に設定している目標期間との整合性を図る必要があるものは括弧書きで個別計画の目標年度を記載しております。

これらについては、現行計画も同様の考え方をしており、次期計画においても引き継いでおります。

最後に、資料4「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029（仮称）」の素案を御覧ください。

2枚おめくりいただき、目次を御覧ください。

計画本冊は、4章構成としておりまして、第1章は「計画策定の基本的な考え方」として、策定の趣旨、子ども・若者の範囲と本計画の対象者、計画期間、目標、体系、SDGs(エス ディ ジーズ)を踏まえた計画の推進などを記載しております。

第2章は「本県の子ども・若者・子育てを巡る状況」として、出生数や少子化の現状、子ども・若者を巡る社会環境の現状と課題や意識と感心をグラフなど用いて記載し、第3章は「子ども・若者・子育てに関する課題と取組」として、重点目標、基本施策ごとに、これまでの取組、現状と課題、取組の方向性と今後の取組、目標を記載しております。

第4章は「計画の推進」として、計画の推進体制、進行管理、計画の見直しなどを記載しております。最後に脚注解説として、用語解説を計画末尾に盛り込みます。

内容の説明は、時間の都合により省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

(後藤会長)

御説明ありがとうございました。

それではただいまの御説明に関しまして、皆様からの御意見や御質問を承りたいと思います。

大勢の委員の皆様にご発言いただけたらと思っておりますので、その点、御了承のほどよろしく願いいたします。

それではいかがでございましょうか。

(渡邊委員)

詳細な説明ありがとうございました。

私の方から資料5について、御意見申し上げたいと思います。

前回御意見を出させていただいたもので、通し番号の10番ですね。居場所づくりの中で数値目標2、児童育成支援拠点事業も掲げていただきたいという御意見を申し上げまして、これを数値目標に入れていただきましてありがとうございます。

それから、通し番号19番で子ども・若者の社会参加の意見反映の機会の充実というところで、権利学習であったり、あるいは様々な研修の対象として、子どもに関わる幅広い内容を記載していただいたということで、これもどうもありがとうございました。

1点ですね、通し番号の11番ですね、思春期保健対策の充実というところで、御意見を出させていただきました。

これを見ますとこの数値目標は、保健分野と、教育分野が、連携を図りながら様々な健康課題に対して、知識の提供、そういったものを行っていくという説明になっているんですけども、現状を考えますと、様々な成人向けの性情報が氾濫していて、誤った認識とか価値感を子どもや若者に植えつけているということであったり、あるいは、性感染症の感染者の増加とか、HIV・エイズの予防とか、予期せぬ妊娠によって、乳児遺棄事件が発生していたりですとか、あるいはLGBTQに対する差別偏見といった状況ですね。

そういうことを考えますと、ここに書いてあることを踏まえて、市町村に対して働

きかけていくということではあるんですけども、そういった現状認識と、科学的な根拠に基づいた性教育の実施ということを考えて、やはり先ほども御意見で申し上げましたように、単に性的な知識だけではなく、性の多様性であったり、あるいは人権尊重を基盤とした科学的根拠のある、国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づく包括的性教育、そういったものをぜひ推進していただきたいと思います。

説明の中に人権尊重を基盤とした性教育とかそういった文言を入れていただけると、市町村がより取り組みやすくなるかなと思います。

それから、様々な健康課題ということで、大麻とか覚醒剤であったりとか、そういった薬物依存に対する健康教育などが必要だというようなことが書いてあるんですけども、最近の状況を見ると、大麻とか覚醒剤だけではなくて、特に市販薬。せき止めとか風邪薬のオーバードーズ。これは特に10代の女性に限って調査をしたものを見ますと、市販薬が全体の65%を占めているということで、非常に大きい割合になっていて、子ども・若者の大きい健康課題や生き方の課題になっているということなので、大麻だけではなく市販薬のオーバードーズについても、文言として入れていただけたらと思っています。

以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。

2点あったかと思いますが。性の多様性や人権尊重を基盤とした性教育ということが伝わるようにということと、今の薬物のところで言うと、新たに市販薬のオーバードーズというのが、若い女性を中心に大きな問題となっているので、そこも気にかけていただけるように何か文言を追加していただきたいという御意見だったかと思いますが、御検討のほどお願いいたします。

他に御意見ありますでしょうか。

(中井委員)

前回の会議での意見について、諸々検討していただきましてありがとうございました。

2点、資料5について意見を申し上げます。

まず、通し番号の9のところで、子育て支援分野において、現任研修とかフォローアップ研修をやって欲しいという要望に対しての回答がゼロ回答だったのが残念だなと思いつつ、会議が始まる前に担当の方とも少しお話をさせていただきました。特に今年度・来年度については、こども家庭センターの設置や子育て相談機関の設置など新しく大きく制度が変わる中で、子育て支援員研修の内容にはそうした新しい制度などが反映されているものの、10年前に資格を取得した人がそういった新しい情報をキャッチアップする機会が全くない中で、どんどん子育て支援者の役割が増えていくというところを私は危惧しています。

名古屋市の方では、今年度の2月開催の専門研修から、受講者数に空きがあれば、すでに取得資格を取得した人がオブザーバーとして参加できる取組を始めました。そのような形であれば、追加の予算等も必要がないと思いますので、ぜひ、すでに資格を取得した方で働いていらっしゃる方や、資格を取得しただけで、なかなかまだ働くまでは至らないけれども、新しい知識を得たいと思う方のために門戸を広げていただきたいと思います。

もう1つ、通し番号11で先ほど渡邊委員がおっしゃられた包括的性教育のところでも少し追加をしたいと思います。

実は数日前にXで拡散されていてかなり物議をかもし出している、すごく議論になっている投稿で、銭湯に、パパが、自分の娘を小児性愛者に見せたり触らせるために連れて行く。という、そういう父親を募集するサイトがあるという投稿がありました。もう本当に信じられないことで、通常の人には想像すらしない出来事だと思うんですけども、もちろん思春期になって予期せぬ妊娠を防ぐための性教育というのは必要だと思いますけれども、乳幼児期に、子どもが、自分がもしそういうことをされたときに違和感を持つために、できるだけ小さい時期からの子どもに対してはもちろん、保護者に対しても、人権教育としての性教育を充実できるような体制が必要だなと思いました。

また、本当に時折ですけども、ニュースで、保育施設やベビーシッターからの小さい子どもへの性虐待もあり得ますので、もしその保育施設やベビーシッターさんなどに嫌なことをされた、性虐待をされたときに、子どもがおかしいなと思える。そういう教育が必要な時代なんだなということを思ったので、意見として伝えておきます。

また、資料4の129ページ。多様な学びの機会の確保ということで、不登校生徒への支援についてはぐみんプランに記載されています。

本当にここ数年コロナ禍をきっかけに、不登校の生徒の数がどんどん増えていることは御存知だと思いますけれども、市町村によって、フリースクール等に通う生徒に対しての通学定期券の許可証を発行する市町村と発行しない市町村があるということを知っています。

発行している市町村でも、不登校の生徒で、フリースクールに通っている生徒のうち、学校に戻ることを前提として、フリースクールに一時的に通うということを約束しなければ、定期券の発行を認めませんという市町村が幾つかあるようです。

それは、子どもの学ぶ機会を、わざわざ市町村、教育委員会さんが妨げているということになると思いますので、県としてはぜひその是正に御協力をいただければと思います。

本当に不登校児一人一人事情も違いますし、どのような場であっても本人が学ぶ意欲があって、学びたいという気持ちを応援していただけるような体制づくりを求めます。

以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。

3点ほど御意見いただいたと思います。

研修等において、なるべく柔軟に、特に新しいニーズが生じたときに、研修定員に余裕があるようなときには、決まった方々だけじゃなく、そこに必要な方々も含めて研修をしていただきたいという、そういう運用の問題としてお話しいただいたと思います。

2点目は子どもに対する性的な虐待というか性被害という、こういったことについては保育所や学校についてもそうですし、また中井委員がおっしゃったように、家庭の中の親自体のそういう問題というところには、まだ制度的にはなっていないんですけど、全国的な関心が高まってきているので、行政の方でも何らかの形で文言の追加等ができれば検討いただきたいと思います。

また3点目のお話も具体的な点でありまして、これも市町村の方にお伝えいただければということで、貴重な意見をどうもありがとうございました。

もし行政の方で後から全体的な何か御意見あればいただければと思います。

それでは委員の皆様の御意見をなるべく伺って参りたいと思いますので、他の委員の皆様で何か御意見御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

(北村委員)

よろしく願いします。

資料が多すぎて、全部に目が通せていなくて申し訳ないんですけども、資料の中全部ほぼ保護者とか支援のことで、もう今は保育所施設自体が倒れそうぐらいプログラムが多いので、もう少しそこへの支援が欲しいと思っています。

これで架け橋プログラムへの参加とか、誰でも通園制度だったり、この後の相談事業においては予算組みされていません。これ以上しなくてはいけないことが増えてしまうと人手不足の中、保育者が倒れちゃうかなと思っています。

前からお願いしているように、やはり保育者の加配で、最低基準はありますが、標準的な適性基準みたいなものがない現状で、最低基準を割るということは法律を犯すことなので絶対いけないんですが、最低基準を満たすための補助金ですら足りていないのが現状で、更にもうその上をやれというのはやっぱりちょっと難しい問題があるかなと思っています。

そこで、愛知県として標準的な、適正なものを出していただきたいと思います。

もう1つは少子化の問題で、人口減少地域の保育の問題があって、小学校なんかは義務教育なので、子ども1人でも学校の運営費は賄われますが、保育所の場合は子ども1人によって補助金が減らされていくので、子ども1人をそこで保育しようと思うと、もう成り立たないんです。

社会福祉施設というのは、自分の先祖の土地を寄付してやっているところもあって、社会福祉施設というのは、自分の先祖の土地を寄付してやっているところもあって、

りするので、運営が成り立つような仕組みを考えて欲しいと思います。

1つの案としては分園制度ですよね。分園で運営できるようにする方法もあります。その園のスタッフも、子育て中のお母さんたちを支援するのも大事ですが、支える施設が崩壊してしまうと成り立たなくなってしまいます。

今、保育士養成校が保育科を辞めているところも出てきています。これまで三重県や岐阜県でありましたが、愛知県でも起きています。

保育士の奨学金制度がありますが、今国でも大学生の学費をタダにするという話が出ていますけど、国の施策として必要な科目・学科に関しては、授業料を無償化するとか。介護の大学生の授業料とか、看護師、自動車整備士もあるらしいんですけども、今国として、愛知県として足りないところの専門家を養成する大学の授業料をもっと支援する形というものがあるといいんじゃないかなと思います。

本当に今保育士が足りなくて、資料では足りているようになっていますけど、実は全然足りていなくて、どこもみんな困っています。紹介会社を頼る、年間100万とか、1回で100万とか100何十万払わなきゃいけないような、ただでさえ子どもに使わなきゃいけないお金をそんなところに使いたくないというのが現状です。ぜひ授業料の無償化、そういう試みをしてもらえるとありがたいなと思います。

すいません、提案で申し訳ないですけど、以上です。

(後藤会長)

北村委員ありがとうございました。

確かに保育の分野では、いろいろな制度が動いてきて、運営されてる皆様は常日頃本当に御努力いただいているなと思っている分野なんですけれど、県の方もなるべく今ある資源を生かしながら、それをより発展していくようなことを留意されて計画づくりをされているという話も最初ありましたので、そういうところも配慮してやっていただけたらと思います。

またもう1点、後者のほうで言っていただきました点。提案ということで、いかにして足りない専門職分野において、そこに人材の定着・育成がされるかというようなアイデアの一つとして御提案いただいたと思います。

ありがとうございました。他の皆様から何か御意見等ありますでしょうか。

(中井委員)

ちょっとこれは提案なんですけれども、実は先月、広島県の方へ視察に行ってきたので、そこで聞いた施策がとてもいいなと思ったので、ここで皆さんに共有をさせていただきたいなと思います。

資料3の中で、22番、経済的支援の充実。項目46の子育てや教育にお金がかかりすぎるから、子どもをこれ以上産まないですよという人の数を減らしていくという目標がはぐみんプランの中でも掲げられています。

広島県庁さんは、そういった経済的不安をどうやって減らすかということへの1つ

事業として、ライフステージに応じて、県としてこれだけの経済的支援だったりとか、こういう事業で子育てを支援していますよということを、若者だとか、これから子どもを産む世代が見るような、例えばY o u T u b eだとか、T i k T o kだとか、そういう若者が見る媒体に広告を出すということを始められるそうです。

それとともに、大学などに出かけていって、実はすごくお金がかかるように皆さん思っているかもしれないけれども、国も県も、各市町村もいろんな行政サービスが使えます、用意していますよ。だから、安心して結婚して子どもを産んでくださいねということを直接伝える機会というのも同時に設けられているそうです。

それはすごくいいなと思っていて、というのはつい先日、全国セミナーに参加する中で、その時はコロナ禍の助成金の話だったんですけども、国や県や市がいろいろな助成金を出したときに、それを申請して使える人がどのような人だったかということ調査した結果を共有していただいたんですね。

それで、調査すると、困窮する世帯ほど、助成金などの情報が手に届かない。申請まで至らないという結果が顕著に出ていて、高所得者、中間以上の収入がある人ほどそういう情報を上手にキャッチして制度を使っているという調査結果が出ていました。

それは私たちが子育て支援をしてもすごく感じます。一時預かり事業だったり、産後ケア事業だったりだとか、出産してから、妊娠中から産後に向けて、いろんなサービスが実は無料で使えたり、安価で使えたりする中で、使える人はMAX使っているけれども、あなた本当に必要だよねという人ほど、申請につまずいて使えないというのが現状です。

なので、ぜひ、まず、広くそういう色々な制度や助成金が県として用意されているよということを広報していただきたいなと思いますので、ぜひ、よかったら広島県庁さんにお問い合わせいただき、どんなことしていますかと聞いていただけたらいいんじゃないかなと思いました。

そのあと、広島県庁さんの後、府中市の方へネウボラ支援拠点にも視察に行ってきたんですけども、府中市さんはとても小さい市町で、福山市のすぐお隣の市町なんですけれども、3年ぐらい前から、母子保健と子育て支援が一体となったネウボラ支援拠点をショッピングセンターの中に作られたですね。

それまで、それを作る前までは、通常和市役所の中で、階が違うところで、母子保健と支援センター、子育て支援課が、あったんですけども、そこで新しく同じ施設の中で机を囲むようにして、母子保健の保健師さんと子育て支援の保育士さんが一緒になって切れ目ない支援ができるようになった。

そのことがすごく、やはり変化を感じているということで、ここに来れば、不妊治療の助成金から中学校3年生までの発達の検査まで受けられる。しかもそれがショッピングセンターの中にあるということが、すごく利便性が良くて、これから愛知県の中でも、どんどん子どもが減っていってしまう中で、市町村が色々と行政のそういう事業を集約していかなきゃいけないときに、非常に参考になるのではないかなと思っ

たので、情報提供と、提案としてお伝えします。以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。

今のような具体的事例も踏まえながら今後進めていただけたらと思います。

また、こういった具体的な事業を展開していくのは市町村の方なので、私どもが作っているはぐみんプランが市町村の中にも具体的に伝わっていくとよいと思います。

そのためにも、今の市町村の現状をとらえた、市町村がこれを実現できるような、実行できるようなプランになっているかどうかというようなことも、そういう視点からプランをもう一度見てみることもとても大事なかなと思いながら今のお話を伺っておりました。

ありがとうございます。他の皆様で何かありますでしょうか。

(本多委員)

資料5に関しまして、委員の意見に対して、詳細なる御検討いただきまして誠にありがとうございます。

通し番号6番のことに関しまして、重ねて御意見申し上げたいと思います。

後半部のところにあります育休復帰に関しまして、市町村の方へヒアリングしていただき誠にありがとうございます。その結果、育休復帰をする家庭の子どもが待機児童になることを回避するためということは、1つの理由なのかなと思いますが、これはひっくり返して言うと、明確に待機にならない数が、この待機児童数の中に含まれているということになるのかなと。

今回現状ですと、資料3の方の14番、待機児童数現況では57人ということですが、この57人に含まれない人数が、育休復帰を阻む育休退園をすることで、隠れてしまっているのかなというように数字としては読み取ることができると思います。

ですので、この待機児童数を指標とする数値目標ですと、育休復帰、育休退園の問題は解決しないのかなと私は感じます。

いわゆる未入所児童、待機児童の定義に当てはまらない園児というのは各市町村にいると思うんですが、その1つに当たってくるのかなと思いますので、再度数値目標に関しては御検討いただけるといいのかなと思います。以上となります。

(後藤会長)

ありがとうございました。また、検討のほどよろしく願いいたします。

他に何かございますでしょうか。

(北村委員)

今の問題で、切れ目ないってよく言われていますが、実は第二子を産んだときに保

育が切れちゃうんです。

2歳まで保育園にいて、動き回って楽しい生活ができるようになっている子を自宅に戻すということは、もうお母さんにとってはパニックですよ。なので、継続入所は必要だと思います。お母さん自体の体調はどうなのかという問題もありますし、そのためにはぜひ継続で、2歳だけじゃなくて1歳も必ず継続入所できるようにして、お母さんが出産の子と向き合える時間をしっかり作って欲しいし、子ども自体も保育園にいれば、適切な保育が受けられると思います。

まだ57人も待機児童がいるのか、という、もう何年経っているんですかと、言葉を選ばなければ、「少子化対策」「子育て支援」で、言っているのに、もう大罪ですよ。すみません。少し言葉が強いですけれども、もう何年も経っているのに、いまだに待機児童対策ができてない。もうどこの市町村だって名前を挙げてもいいぐらいじゃないかなと思っています。

もう1つの問題は保育士が、うちもそうですけれども、定員まで預かれないのは保育士がいなかったりするんで、預かれないという現状が実はあります。そこにももう少し取り組みをして欲しいと思っています。

最後に、さっきの申請の話なんですけれども、前も言ったんですけども、やはり保護者によって、人の能力によって、やれるやれないがあったりとか、市役所に行くことのハードルがあったりして申請ができないというのは現実にあります。「なんでしないの?」と聞いても、市役所に行くのが面倒くさいとか、市役所の人冷たいって、そうじゃないはずなんですけど、そうなってしまっているんで、やっぱり訪問型で、こちらから「こんな制度があるよ、使ってみたら」と言えるような形にすべきじゃないかなと思います。

なので、正式な社会福祉士を取っているソーシャルワーカーを増やして、制度にもう少し詳しい人を各市町村がしっかり置いて、その運営に取り組むことが大事かなということだと思います。あとはもう高校生のうちに情報提供の授業をすべき時期に来ているんじゃないかなと思っています。

制度が複雑すぎて、親も説明できないので、そういう人たちを各学校、中学校・高校に派遣して、産み育てることってこんな支援しているんだよというところを分かってもらおうという形を、もうやり始めないと間に合わないんじゃないかなと思います。

5年後はどうですか、もう70万人切って60万人切ってという状況になりかねないので、やはり少しでも早く手当をすべきことじゃないかなと思っていますので、ぜひ、早め早め、前倒しでやっていただけるといいかなと思います。

以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。大体予定しました時間にはなってきたんですけど、他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(山中委員)

計画の素案や前回の意見を踏まえた検討等々ありがとうございました。

前回言わせていただいたところで、資料5の通し番号15のところで、意見を素案の方に入れていただいております。

ただ、こちらの数値目標の方は、やはりレベルが高い部分で、保育園には遊ぶ場があって、保育園でいっぱい遊んでいたのに家庭に戻ると遊び場がない状況です。やはり小学校に入る前の子どもにとっても、小学生にとっても、遊び、体を動かして遊ぶということはとても大切なことなのですが、その場が今本当に失われてきている、地域の中から失われてきているのが現状です。今回はこのように施策を入れていただいておりますし、具体的に児童館の記載も入っていますのでよいのですが、次期計画について検討するときにも、地域差なく幼少期の多様な遊びの場が確保できるような施策を入れていただくと有り難いと思っています。

(後藤会長)

ありがとうございました。他の皆さんもまだ御意見あるかと思いますが、予定していた時間となりましたので進行させていただきます。

今回出していただいた計画は皆様からの本当に様々な、1回目・2回目の会議や、その間に出していただいた意見を踏まえて、県の方も精力的に作っていただいて、意見を取り入れていただいていると思います。ただ、なおですね、そうは言ってもまだ切れ目のない支援ということ掲げるところの切れ目というのは、なかなか、それぞれ現場にいらっしゃる方には、まだまだ切れ目が残るよというような御意見だったと思います。

この点については、国の制度や予算のつき方ということも、最終的な解消には必要なんでしょうけれど、ただそれだけではなくて、これを利用する人たちへきちんとその情報を届けるということも大事であって、それは保護者になる予備軍の人たちに早くからそういった不安を解消するような取り組みも必要ですし、また、今子育て中の人にとっては特に経済的な困難を抱えたり、本当にこのサービスを必要としている人ほど、こういう情報が届かないということはどういう調査をやっても出てくることであります。だからこそ、ソーシャルワーカー的な人材がきちんとその情報を届けたら、そういう機関とその当事者の方を結ぶような、そういう人材が育つことが必要だという御意見が重ねて出されておりました。

その点、今後子ども家庭ソーシャルワーカーや、あるいは学校のスクールソーシャルワーカーなどのそういう人たちが、よりこういうお仕事をきちんとやってくれるようになっていく。また、保育士さんもそういう視点を身につけてやってくださるようなことが増えていくといいなということで、様々そういった御意見を出していただいたかなと思います。

私も今日聞いた中でズキっとときた言葉が、皆さんがよく出していた継続入所という言葉です。小さなお子様が場所を変えるというのは本当に、私も東京に孫がいるん

ですけれど、その言葉を聞くと、確かにそうだなと思って、皆さんが意見で言う度にこれはどうにかしなきゃいけないなと思いました。大人でしたらまだ、移動できて、新しい所へ行って嬉しいなみたいなことがありますけれど、小さい子どもにとっては大変なことで、まだそういったことが残っているんだったらまだまだやらないといけないことがたくさん残っているなと思いながら皆さんの御意見をお伺いしていたところでもあります。

それではこの部分の質疑は終えて次に進行させていただきます。

続きましてその他として今後のスケジュールについて事務局から御説明をお願いいたします。

(子育て支援課 今宮課長)

今後のスケジュールについて御説明します。資料6「今後のスケジュール」を御覧ください。

次期計画の素案について、今月19日から年明け1月17日までを予定しておりますが、パブリックコメントを子ども向けパブリックコメントと合わせて実施します。本日委員の皆様からいただいた御意見やパブリックコメントの御意見等を踏まえまして、2月13日に第4回子ども・子育て会議を開催し、最終案の検討を予定しており、3月末までに計画の策定・公表をしたいと考えております。

欄外に第4回の会議の日時と場所を記載しておりますが、第4回会議は、本日と場所が異なりますが、愛知県自治センター12階のE会議室で午前10時から11時30分までを予定しております。

委員の皆様には、改めて開催通知をお送りしますので、御承知おきください。

なお、後藤会長からお伝えございましたが、本日の会議で発言できなかった意見等がございましたら、今月20日(金)までに事務局までメール送信いただきましたら、本日の意見と同様に検討させていただきます。

資料6の説明は以上でございます。

(後藤会長)

ありがとうございました。今のスケジュールの御説明や、それ以外に何か会議全体を通じて、御質問等はございますでしょうか。

(川出委員)

スケジュールなんですけど、市町村の取組も結構多い部分もありますので、出来ればこの素案の段階でもよいので、各市町村になるべく情報を早めにいただけると、こういう指標とかもですね、うちも頑張るかというところもあると思いますし、特に大府市も今、同じような子ども計画を策定中でございますので、そういった市町村も大変参考になると思いますので、なるべく早い段階での情報提供をいただけるとありがたいかなと思っています。

以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。
よろしかったでしょうか。

(子育て支援課 伊藤課長補佐)

子育て支援課です。

市町村に対しては、素案も含めて今日の会議の資料を一刻も早くということで、今日中には送らせていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

(後藤会長)

ありがとうございました。また市町村の方にもお伝えして、検討いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それ以外に何か具体的なことで、確認されたいことや御意見等はございますでしょうか。

(追加意見等なし)

ありがとうございました。

それでは、皆様本当に御熱心に御討議いただき、ここまで至ってくると私どもとしても少しほっとしてきたかなと思いつつ、これからパブリックコメントということで、いろんな意見をいただけるのかなと思っているところでございます。

それではですね、この辺で会議を終了したいと思います。委員の皆様には、貴重な意見をいただきありがとうございました。

それでは議事終了いたしましたので事務局に進行をお返しいたします。よろしくお願いいたします。

(子育て支援課 今宮課長)

本日はお忙しい中、長時間にわたり、議論いただきまして、ありがとうございました。本日いただきました多くの貴重な御意見・御提言につきましては、事務局でしっかり検討を行いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

(子育て支援課 伊藤課長補佐)

本日の議事録につきましては、後日、発言された方に内容を御確認いただき、議事録署名者お二人の御署名の上、ホームページに掲載いたします。

それでは、これもちまして、令和6年度第3回愛知県子ども・子育て会議を終了いたします。本日はありがとうございました。